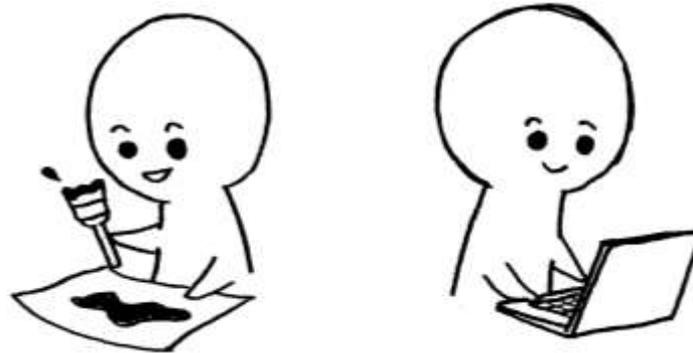


# 不登校に関する新しい法律 について



# 不登校の子ども達を応援 する、新しい法律が できました。

(通称) **教育機会確保法**

(正式名称)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機  
会の確保等に関する法律案

2017年2月14日施行

# 「教育機会確保法」とは

不登校の子ども達は毎年12万人以上。

**「教育を受ける権利」が  
十分に保障されていなかった。**



国が応援



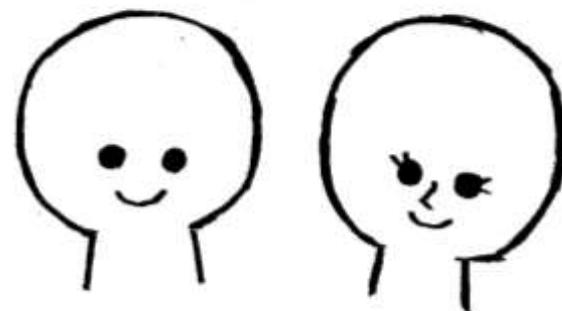
**「教育の機会を十分に確保します」  
という法律**

# 第3条

# 基本理念

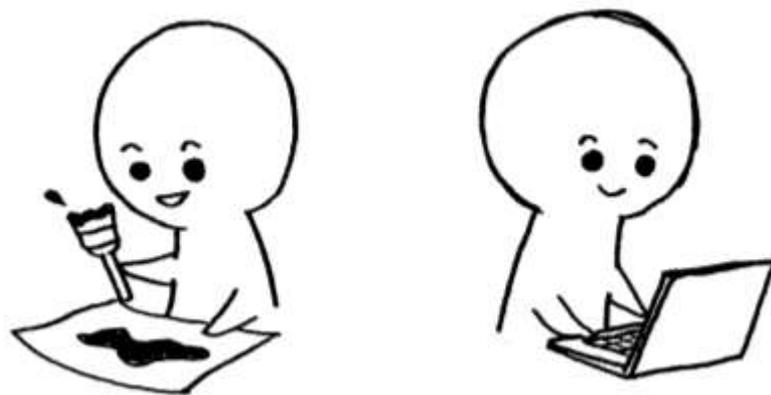
## 第3条-1 (基本理念)

すべての子どもが豊かで安心して  
きる学校にすること



## 第3条-2 (基本理念)

不登校の子どもはフリースクール  
や家庭など**多様な**かたちで学んで  
いるので、**一人ひとりにあった支  
援**をすること



## 第3条-3 (基本理念)

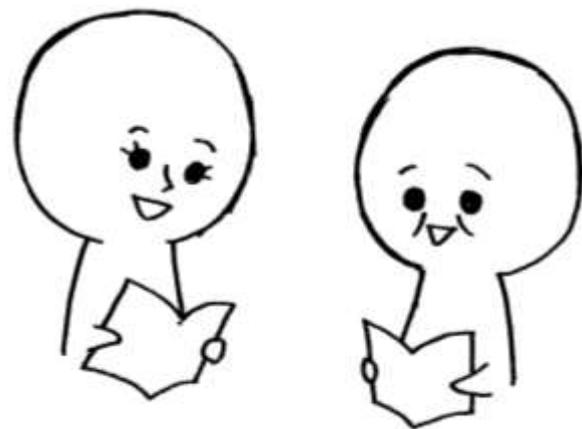
不登校の子どもが安心できる学  
校にすること



## 第3条-4

## (基本理念)

**子どもの意思を尊重し、年齢や  
国籍その他の事情に関係なく義  
務教育が受けられるようにする  
こと**



## 第3条-5 (基本理念)

国、地方公共団体、**フリースクール**や**親の会**等民間の団体その他の関係者がお互いに協力して**連携**していくこと



# 第8条

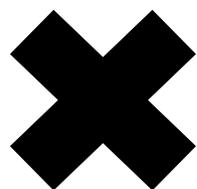
全ての子どもが安心できる学校

## 第8条 (全ての子どもが安心できる学校)

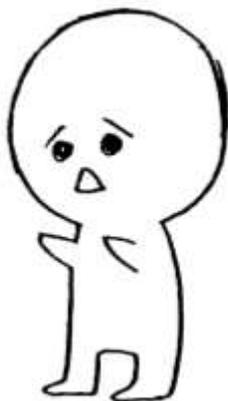
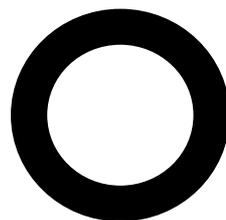
国及び地方公共団体は、**全ての**児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の**教職員との信頼関係**及び**児童生徒相互の良好な関係**の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその**意思を把握する**ための取組、**学校生活上の困難**を有する個々の児童生徒の**状況に応じた支援**その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 8条 (全ての子どもが安心できる学校①)

子どもと先生との信頼関係が大切。

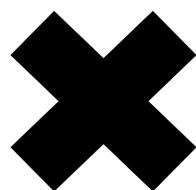


恐怖をあたえる  
指導や暴力など



## 8条 (全ての子どもが安心できる学校①)

学校は、子ども同士の関係性を  
良くしていくように動く。



暴力



いじめ



## 8条 (全ての子どもが安心できる学校③)

学校は、子どもの状況を知り、  
子どもの意思を聞く。



子どもの意見を  
よく聞いてください。

## 8条 (全ての子どもが安心できる学校④)

**いじめ等の苦しい状況の中、  
無理して学校に行かなくていい。**



# 第13条

休養の必要性

と

学校以外の場の重要性

## 第13条 (休養の必要性和学校以外の場の重要性)

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が**学校以外**の場において行う**多様で適切な学習活動の重要性**に鑑み、個々の不登校児童生徒の**休養の必要性**を踏まえ、当該不登校児童生徒の**状況に応じた学習活動**が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する**必要な情報の提供、助言その他の支援**を行うために必要な措置を講ずるものとする。

# 13条のポイント

①休んで良い

②学校以外の場の重要性

# 13条のポイント

① 休んで良い

## 第13条 (休養の必要性①)

休むことは必要なこと。

とにかく眠い。  
- 日中寝ていたい。



学校に行こうとすると、  
お腹が痛くなる。



## 第13条 (休養の必要性②)

家ですごしていい。  
好きなことには気持ちがあむく。

ゲームをしている時は、  
少しリラックスできる。



今は勉強のことは  
ととも考えられない。



# 13条のポイント

## ② 学校以外の場の 重要性

# 第13条 (学校以外の場の重要性①)

フリースクール

夜間中学校

教育支援  
センター等



居場所

ホーム  
スクール

その他  
様々な学び場

## 第13条 (学校以外の場の重要性②)

フリースクール等に通うことも重要。



## 第13条 (学校以外の場の重要性③)

家で、自分の関心のあることに取り組むことも重要。



# 13条のポイント

もうひとつのポイント

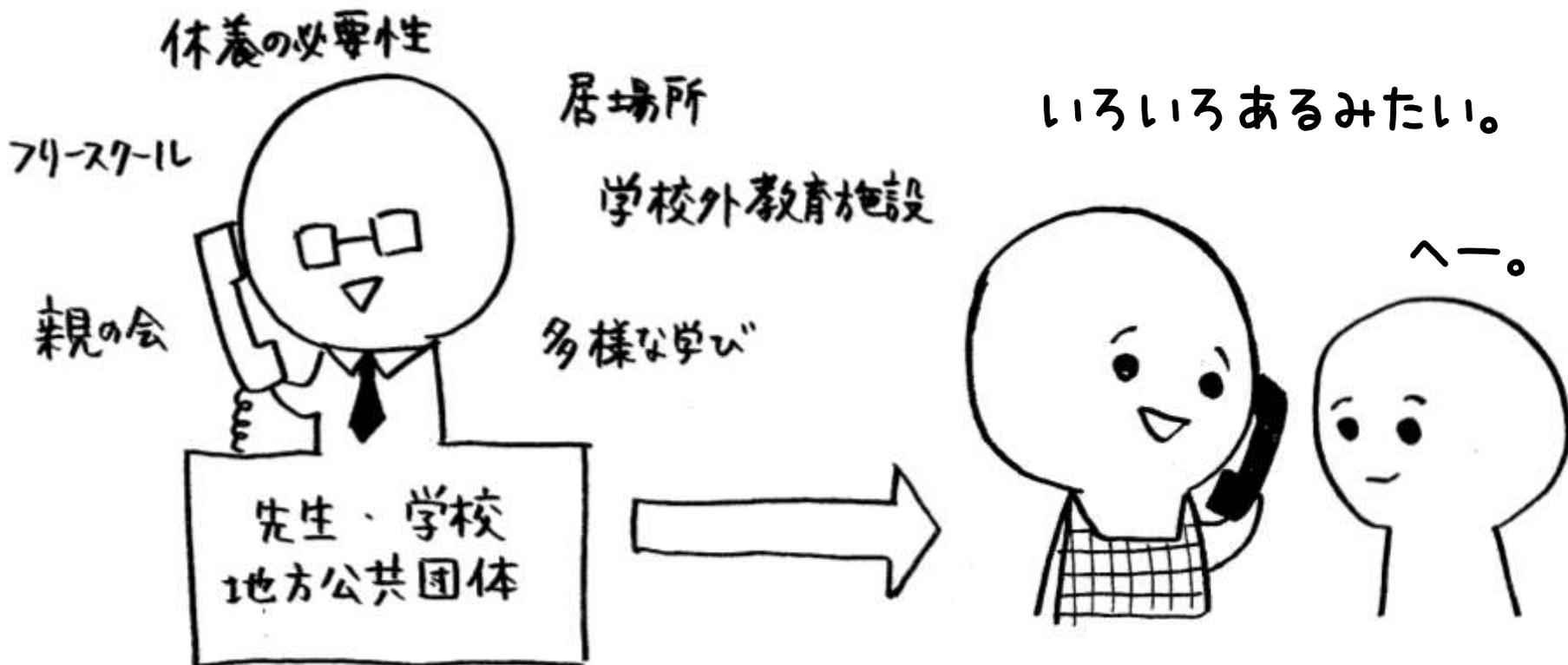
学校や地方公共団体は、

子どもや親に必要な

**情報提供**をすること。

## 第13条 (必要な情報の提供④)

学校や先生、教育委員会等は、  
子どもや保護者に必要な情報提供をする。



# 新しい法律を

# こう使おう！



子どもは  
こう使える！

# 法律をこう使う！（8条）

- 学校生活上で困っていることがあったら、先生に伝えてみよう。

どう対応して欲しいか、子どもの意思が大切

〇〇さん達にいじめられているんです。



でも、先生に話した事が知られたら、もっと大変なことになるので不安です。

そうでしたか…。よく話してくれましたね。



詳しく聞かせてください。一緒に考えましょう。

# 法律をこう使う！（8条）

学校生活上で困っていることがあったら、先生に伝えてみよう。

保健室に来る前に職員室に言いに行くのがつらいです…

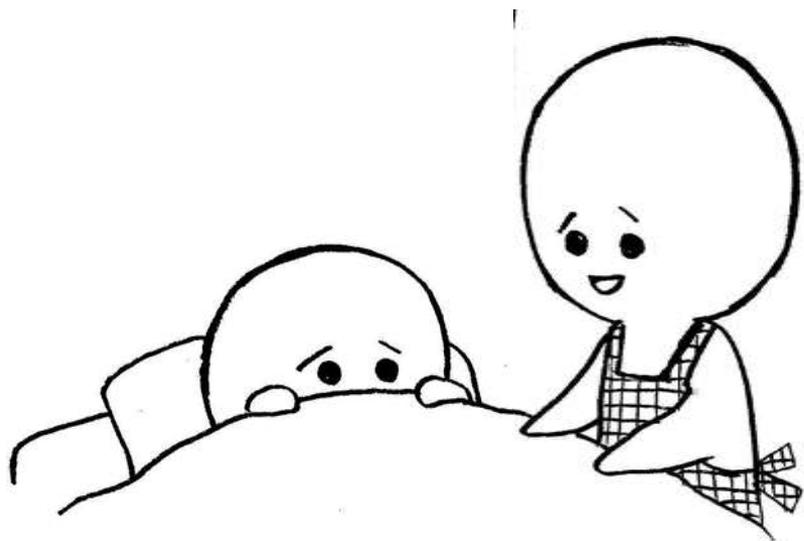


そのルールがやりにくかったんだね。私から担任の先生に話しておきますね。

親は  
こう使える！

# 法律をこう使う！（8条）

子どもがいじめを受けている時、無理して学校に行かせない。休養の大切さを伝える。



つらかったね。  
無理して行かなくて良いよ。  
ゆっくり休もう。  
お母さんは一緒に考えるよ。

# 法律をこう使う！（13条）

登校するように言われても、  
家で過ごすことを選ぶ。

とにかく学校に連れて  
きてください。



家で過ごすことも法律で  
認められていますよね。



# 法律をこう使う！（13条）

学校に学校以外の場の情報を聞きに行く。

親の会やその他の情報を教えてください。



わかりました。



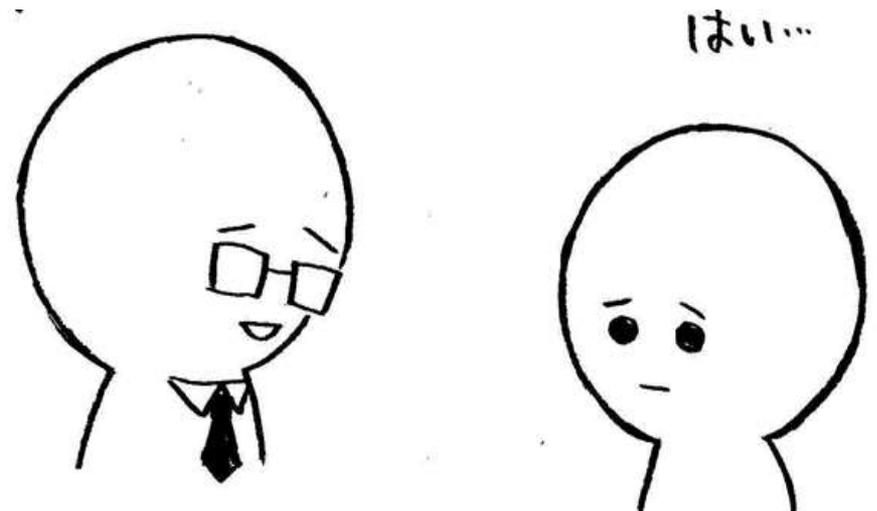
学校は  
こう使える！

# 法律をこう使う！（8条）

いじめを受けている子に、休んでも良いと伝える。

学校に来た時は、安全に過ごせるよう守ります。

でもつらい時は休んでも良いし、休養は大切ですよ。



# 法律をこう使う！（13条）

休養の必要性を理解し、不登校の保護者にも伝える。



毎日連れてきてください。  
休みぐせがつきます。



登校するたびに  
元気がなくなるのに...



しばらく休みます。  
お電話もいりません。



わかりました。  
お休みも必要ですね。



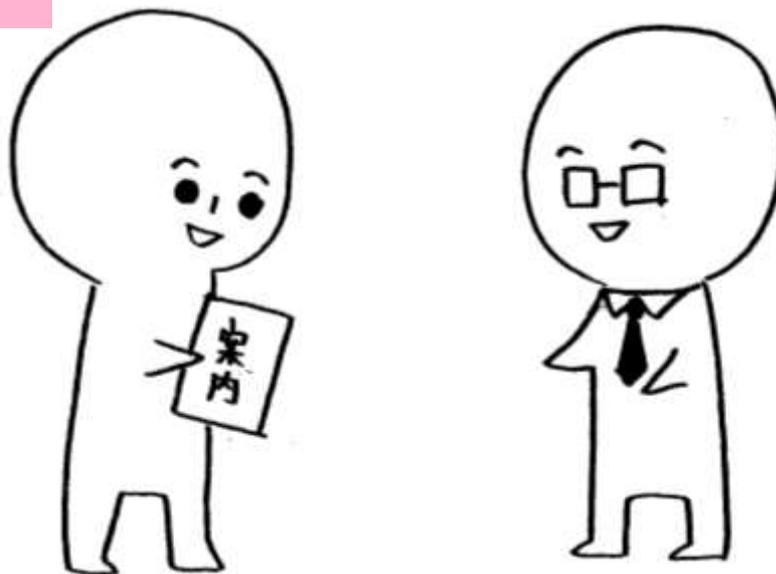
民間団体は  
こう使える！

# 法律をこう使う！（13条）

親の会・フリースクール等民間団体から、  
学校へ情報発信。

パンフレットを持って来ま  
した。フリースクールを  
やっています。

ありがとうございます。  
どんな所か教えて下さい。



**不登校の子どもを  
応援する  
法律ができた！**

さらに、

9月14日、  
国は重要なお知らせを  
全国に出しました。

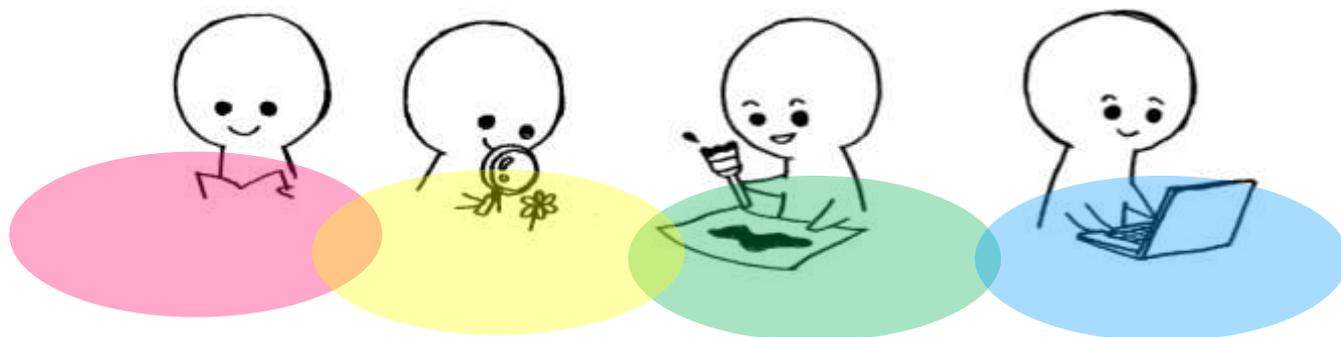
**不登校は  
問題行動ではない。**

**根強い偏見を  
ふっしょくしなさい。**

私達は、この法律や通知を  
使い、子ども達がもっとラ  
クになるよう、**社会を変え  
ていきたい**と思っています。

この法律をより多くの人に  
伝えていきたい。

皆さんも身近な所から、  
ぜひ広めてください。



# 作成・お問い合わせ先

NPO法人フリースクール全国ネットワーク

〒114-0021 東京都北区岸町1-9-19

TEL&FAX 03-5924-0525

E-mail [info@freeschoolnetwork.jp](mailto:info@freeschoolnetwork.jp)

URL [www.freeschoolnetwork.jp](http://www.freeschoolnetwork.jp)

多様な学び保障法を実現する会

E-mail [ae@aejapan.org](mailto:ae@aejapan.org)

URL [aejapan.org/wp/](http://aejapan.org/wp/)

Ver1 2017.4.4公開